

令和6年7月12日

令和6年第7回玉川村農業委員会会議録

玉 川 村 農 業 委 員 会

令和6年7月12日玉川村就業改善センター産就室に於いて第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員（議席）

（12名）

2番 円谷 兼一
3番 曲山 幸男
4番 白旗 正彦
5番 首藤 憲治
6番 佐久間正美
7番 我妻 利夫

8番 有賀 昇
9番 鈴木 正志
11番 仁井田 健
12番 鈴木 正浩
13番 高林きくみ
14番 車田 覚藏

欠席委員 1番 塩田 茂
10番 吉村 明美

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長職務代理者

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した
議席12番 鈴木 正浩 議席13番 高林 きくみ

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第24号 農地法第3条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（朗読・説明）

◎ 議長 次に議案第24号番号14から17の調査員鈴木正浩委員から、一括で調査報告をお願いいたします。

◎ 12番委員 議案第24号番号14から17について調査報告いたします。

場所は議案書を参照してください。

7月10日に事務局と現地確認いたしました。場所は議案書を参照してください。

今回は申請番号14及び16の■■■■が支柱を立ててその上部に営農型発電設備を設置するにあたり、太陽光パネル部分の区分地上権を取得し、申請番号15及び17の■■■■がその営農型発電の下部で牧草を栽培したのち、刈り取り、自社で育てている家畜に与えるとのこと。

貸渡人の■■■■さん及び■■■■さんともに、営農型発電に同意しており問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

◎ 議長 ただいま調査員の鈴木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

（なしの声）

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 24 号番号 14 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第 24 号番号 14 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 24 号番号 15 を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 24 号番号 15 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 24 号番号 16 を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 24 号番号 16 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 24 号番号 17 を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 24 号番号 17 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 24 号番号 18 の調査員 白旗正彦委員より調査報告をお願いいたします。

- ◎ 4 番委員 議案第 24 号番号 18 について調査報告いたします。
7 月 10 日に鈴木推進委員、事務局と現地確認いたしました。場所は議案書を参照してください。
譲受人は申請地の隣に農地を所有しているが、農業効率を上げるため、当該地の所有者である■■■■さんに相談したところ合意し、農地法第 3 条の申請に至ったとのこと。
当事者 2 人が了承しているため問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の白旗委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 24 号番号 18 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第24号番号18は原案のとおり可決されました。
次に議案第25号 農地法第5条（委員会）についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

（朗読・説明）

◎ 議 長 次に議案第25号番号9及び10の調査員白旗正彦委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 5番委員 議案第25号番号9及び10について、調査結果を報告させていただきます。
7月10日、鈴木推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、当事者に話を伺いました。
借受人は、現在■■■■と3人で暮らしているが、現在住んでいる家屋が老朽化しており建て替えを検討したが、家屋への進入路が非常に狭く不便なため、やむを得ず今回農地転用を行うことになったとのこと。
申請地は、家屋等が50戸連単している第3種農地であり、転用は可能です。
申請地の雨水の排水処理については、前面道路側溝に排出し、汚水は農業集落排水に接続します。両人とも承知しており問題はありません。
なお、番号10についても譲受人は、現在■■■■の5人と■■■■の合計7人で暮らしているが子供の成長に伴い手狭になったため、新たに家屋を取得したいと考え探したが、適した土地が見つからず、やむを得ず今回農地転用を行うことになったとのこと。
申請地は、JR川辺沖駅から300m以内の第3種農地であり、転用は可能です。
申請地の雨水の排水処理については、排水勾配及び集水桝を設置し既存U字溝に排出し、汚水は農業集落排水に接続します。両人とも承知しており問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の白旗委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

（なしの声）

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第25号番号9を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案第25号番号9は原案のとおり可決されました。
次に議案第25号番号10について、原案のとおり可決決定することに、ご異議等ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案25号番号10は可決されました。

次に議案第 26 号 農地法第 5 条(知事)についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 26 号番号 7 及び 8 の調査員鈴木正浩委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 議案第 25 号番号 9 及び 10 について、調査結果を報告させていただきます。
先ほど 3 条で説明したとおり、営農型太陽光発電による転用であり今回はその支柱の箇所を一時転用するというので、特に問題はないとおもわれます。以上で調査報告を終わります。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の鈴木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 26 号番号 7 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第 26 号番号 7 は原案のとおり可決されました
次に議案第 26 号番号 8 について、原案のとおり可決決定することにご異議等ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案 26 号番号 8 は可決されました。
次に議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 27 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程 (案)

- 日 時 令和 6 年 8 月 1 5 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
- 場 所 玉川村就業改善センター 1 階 産就室

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 高林職務代理者

◎ 午後 2 時 2 0 分総会終了